

習志野市市民協働インフォメーションルーム及び男女共同参画センター
運営業務委託選定要領

(目的)

第1条 この要領は、習志野市市民協働インフォメーションルーム及び男女共同参画センターの運営業務について、プロポーザル方式により最も優れた企画提案を選定するにあたり、その選定方法について必要な事項を定める。

(選定評価)

第2条 選定委員会は、提出された企画提案の内容や、提案事業者からのヒアリングを踏まえて評価を行う。

(1) 評価の方法

各委員が、別表「習志野市市民協働インフォメーションルーム及び男女共同参画センター運営業務委託事業者選定基準」により評価をする。

(2) 総合得点

委員一人につき 100 点とする。

(3) 得点配分

評価項目ごとの得点配分は、別表「習志野市市民協働インフォメーションルーム及び男女共同参画センター運営業務委託事業者選定基準」に示す得点に、項目の重要度に応じた係数を乗じたものとし、採点にあたっては 5 段階評価とする。

評価内容	評価点
該当項目について、非常に優れており高い効果が期待できる。	5
該当項目について、優れた提案である。	4
該当項目について、標準的な提案である。	3
該当項目について、提案はあるが効果が期待できない。	2
該当項目について、提案がされていない、または実施が見込まれない。	1

(評価項目)

第3条 選定に係る評価項目は、次のとおりとする。

ア. 運営体制について

- ・業務に対する理解
- ・事業実績
- ・個人情報管理体制
- ・実施管理体制

イ. 実施手法について

- ・職員の資質と経験
- ・市民協働インフォメーションルーム・男女共同参画センターの運営
- ・啓発講座などの実施

ウ. 独自提案

- ・知見を活かした特段の企画・アイデア等

エ. 収支計画

- ・経費の見積書の積算の妥当性
- ・業務の運営にあたっての安定性

オ. 価格

- ・経費の削減

(選定方法)

第4条 選定委員会は以下の手順により選定する。

- (1) 委員は、別表「習志野市市民協働インフォメーションルーム及び男女共同参画センター運営業務委託事業者選定基準」により各評価項目について5段階で評価する。

ただし、各委員の得点を合計した総合点が総配点の75%以下の場合は、契約候補者とししない。

- (2) 各委員の合計点を提案事業者別に合計して、委員の人数で除して平均点を求める。

- (3) 平均点の最も高い提案事業者を第1順位の契約候補者として選定する。

- (4) 平均点が同点の時は、見積額が低廉な者を契約候補者とする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、選定に係る必要な事項は、習志野市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この要領は、令和8年 月 日から施行する。

(失効)

2. この要領は、契約候補者が選定された日にその効力を失う。